

大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例施行規則

平成28年3月1日規則第1号

最終改正：令和元年7月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めるもののほか、特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求の方法に係る大阪広域市環境施設組合個人情報保護条例施行規則（平成27年規則第11号。以下「個人情報保護条例施行規則」という。）の特例その他大阪広域環境施設組合特定個人情報保護条例（平成28年条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(開示、訂正及び利用停止の請求の方法の特例)

第3条 保有特定個人情報に係る個人情報保護条例施行規則の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護条例施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項第3号	条例第15条第2項	大阪広域環境施設組合 特定個人情報保護条例 (平成28年条例第2号。 以下「特定個人情報保護 条例」という。)第7条 第1項の規定により読 み替えられた条例第15 条第2項
第7条第3項	条例第15条第2項	特定個人情報保護条例 第7条第1項の規定に より読み替えられた条

		例第15条第2項
第7条第4項	法定代理人	法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)
第7条第5項	前項	大阪広域環境施設組合 特定個人情報保護条例 施行規則(平成28年規則 第1号)第3条第1項の 規定により読み替えら れた前項
第12条第2項	法定代理人	法定代理人若しくは任 意代理人
第14条第2項第2号	条例第26条第2項	特定個人情報保護条例 第7条第1項の規定に より読み替えられた条 例第26条第2項
	条例第15条第2項	特定個人情報保護条例 第7条第1項の規定に より読み替えられた条 例第15条第2項
第17条第1項	条例第34条第1項	特定個人情報保護条例 第7条第1項の規定に より読み替えられた条 例第34条第1項

第17条第2項第2号	条例第34条第2項	特定個人情報保護条例 第7条第1項の規定により読み替えられた条例第34条第2項
	条例第15条第2項	特定個人情報保護条例 第7条第1項の規定により読み替えられた条例第15条第2項
第2号様式及び第12号様式	法定代理人	代理人
第18号様式	法定代理人	代理人
	大阪広域環境施設組合 個人情報保護条例第34条第1項	大阪広域環境施設組合 特定個人情報保護条例 第7条第1項の規定により読み替えられた大阪広域環境施設組合個人情報保護条例第34条第1項

- 2 条例第7条第1項の規定により読み替えられた大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号。以下「個人情報保護条例」という。）第15条第2項の規定により本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）が保有特定個人情報の開示の請求をする場合、条例第7条第1項の規定により読み替えられた個人情報保護条例第26条第2項の規定により任意代理人が保有特定個人情報の訂正（追加又は削除を含む。）の請求をする場合又は条例第7条第1項の規定により読み替えられた個人情報保護条例第34条第2項の規定により任意代理人が保有特定個人情報の利用の停止、消去若

しくは提供の停止の請求をする場合には、当該任意代理人は、委任状等代理人の資格を証する書面（本人の押印のあるものに限る。）及び当該押印に係る印鑑に関する印鑑登録証明書（いずれも請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を事務局長を経由して実施機関に提出しなければならない。

（施行の細目）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。